

'04 全国盲導犬普及キャンペーン

Duet

デュエット

2004.4
第13号

GUIDE DOG MAGAZINE



[特集]

補助犬法の その後は。



盲導犬と別れた時、
もう一度失明したかと思った。

ずっと一緒に生活してきた盲導犬が、事故などで突然死んでしまった時、
何人かの視覚障害者はこう感じたのだと言います。
それは、次の盲導犬が来るまでのどんなに短い間の事だったとしても、
一瞬にして全てのものを失ってしまったように思えたのでしよう。
見える時と同じように歩ける。好きな時に、好きな所へ行ける。
そしてなによりも、存在そのものが心の支えになってくれる盲導犬。
だからこそ、この言葉は
「視覚障害者が、盲導犬をどれだけ必要としているのか」ということを、
私たちに教えてくれる言葉でもあるのです。

“ペディグリー”盲導犬育成支援キャンペーン



獣医師と開発「トップブリーダー推奨」
ペディグリー

現在、盲導犬を必要とする視覚障害者は約7,800人。
それに対して、盲導犬の数はわずか927頭。しかも
盲導犬の育成は、皆様の寄付や協力金、募金によって
支えられているため、財源がとても不安定なのです。
“ペディグリー”は、ひとりでも多くの視覚障害者
に盲導犬を届けられるよう、協力を呼びかけなが
ら「全国盲導犬基金」をバックアップしています。



© Master Foods

デュエット
Duet

2004年4月発行 編集人 河西 光 全国盲導犬施設連合会発行
〒160-0007 東京都新宿区荒木町18-7 四谷長岡ビル202号室
TEL.03-5367-9770 FAX.03-5367-9771

全国の施設に対する アンケート調査報告

一昨年10月1日、身体障害者補助犬法（以下、補助犬法）が施行され、昨年10月1日には周知のために適用が延ばされていた民間の施設まで補助犬の受け入れ義務が適用されました。これについて受け入れ側の意識はどうなのか、盲導犬に関する調査委員会では全面施行直後の10月3～31日にかけて、全国各地のホテル、旅館、病院、飲食店の合計1471件を対象に「補助犬法の周知状況に関するアンケート」を実施しました。

今号は、このアンケート調査報告をもとに、これからの補助犬のあり方を皆さんとともに考えていきたいと思いい特集を組みました。すでに法律の成立が示すように、補助犬は私たちの社会に必要な存在です。でも、受け入れについてはまだまだ多くの問題や不安がありそうです。それらの問題と不安をひとつひとつ探り出し、ひとつひとつついでに解決していくことも私たち補助犬育成団体の大切な仕事だと考えています。どうぞ、この特集内容についてのご意見などをお寄せください。

アンケート調査概要

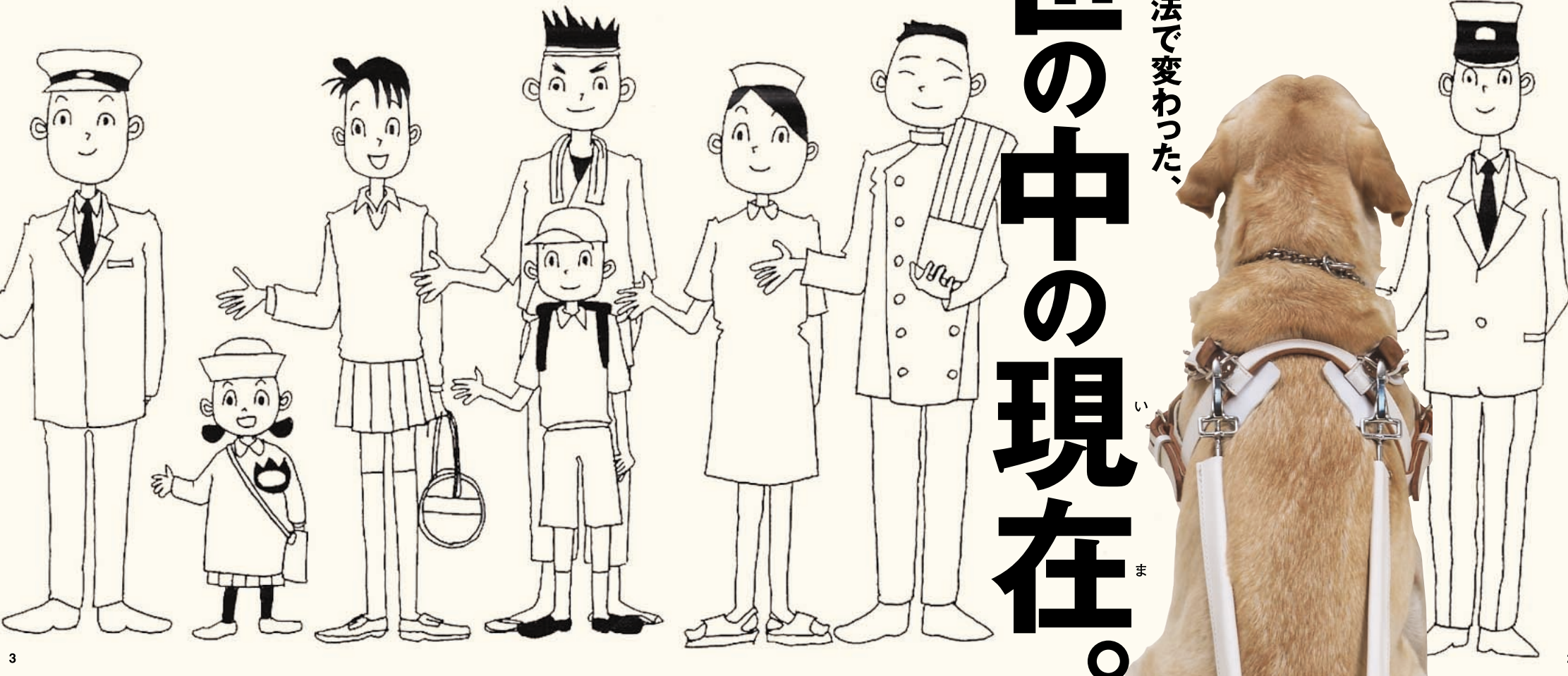
●実施時期	●2003年10月3日～31日
●対象件数	●全国のホテル 298件 旅館 427件 病院 449件 飲食店 297件
●有効回答数	●合計 1471件
	ホテル 151件(50.7%) 旅館 63件(14.8%) 病院 130件(29.0%) 飲食店 78件(26.3%)
	合計 422件(28.7%)

「盲導犬に関する調査委員会」事務局 関西盲導犬協会

※この調査は、社会福祉法人社会福祉事業研究開発基金の助成を受けて実施されました。

補助犬法で変わった、

世の中の現在。

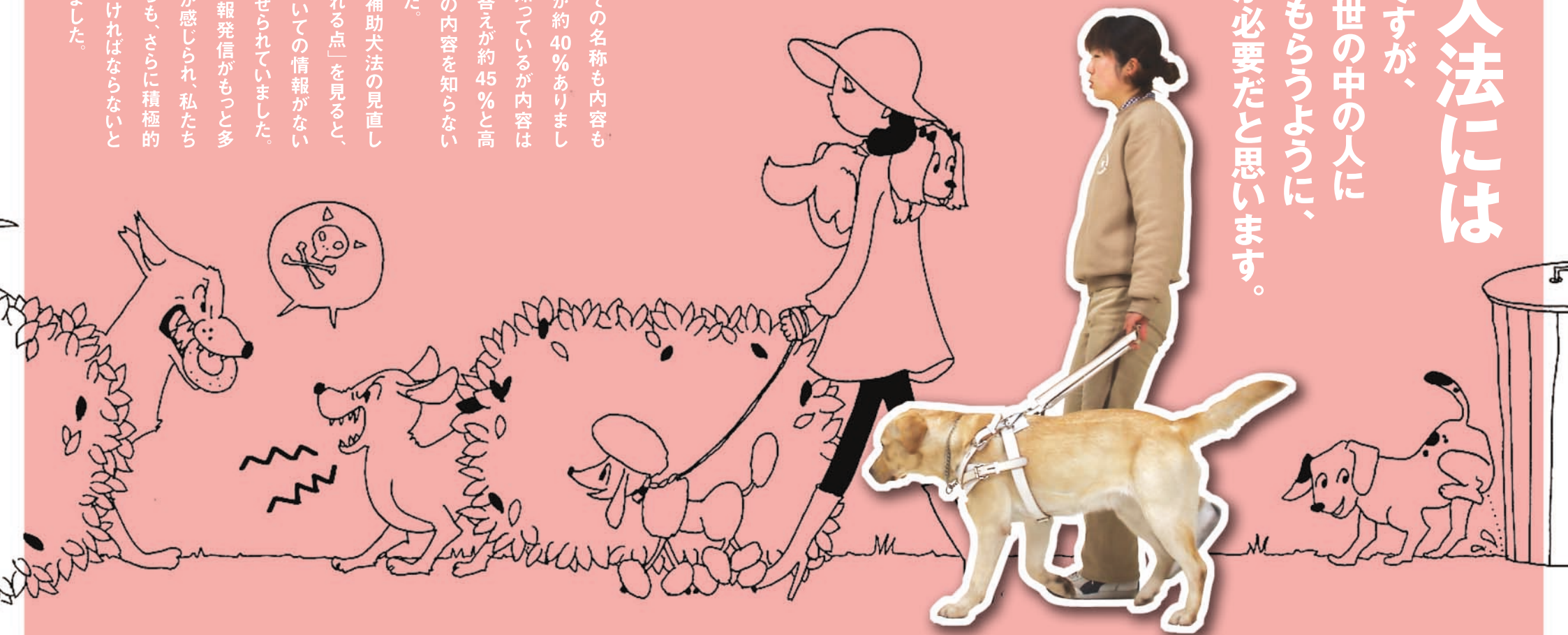


補助犬法には

賛成ですが、
もっと世の中の人に
知ってもらうように、
努力が必要だと思います。

補助犬法について、その名称も内容もよく知っている施設が約40%ありました。しかし、名称は知っているが内容はよく知らないという答えが約45%と高く、半分以上が法律の内容を知らないという結果が出ました。

返答に付記された「補助犬法の見直しについて重要と思われる点」を見ると、補助犬法の内容についての情報がないという不満が多く寄せられていました。行政からの広報や情報発信がもっと多く必要だということが感じられ、私たち補助犬育成団体からも、さらに積極的な広報活動がされなければならないということが確認されました。



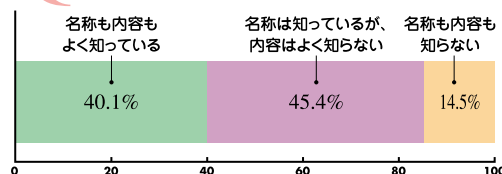
Question. 補助犬法の見直しについて重要と思われる点は？

- 啓発活動を活発に行って欲しい。訓練士、訓練犬が不足といわれるので、その方面の対策も頑張ってください。
- 来店するお客さまにも理解されるようにして欲しい。こちらが受け入れても、他の客に拒否されることもあるので、補助犬に対する理解の徹底をお願いしたい。
- 一般消費者の認知を高めるために、官民一体となった

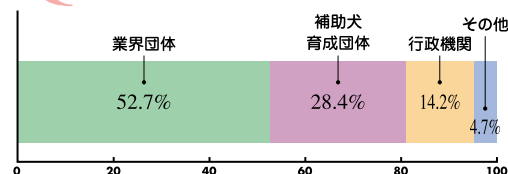
広報活動が重要と考えられる。

- 法があることは知っているも、その内容の知識がないため意識を持ちにくい。メディアを使った広告などを、もっと活用すべきでは。
- 少しは知っていますが、もっと周知すべき。講習会などで経営者や従業員に知らせたり、チラシでも配布してくれるといいと思う。

Q 身体障害者補助犬法を知っていますか？



Q 身体障害者補助犬法の情報源は？



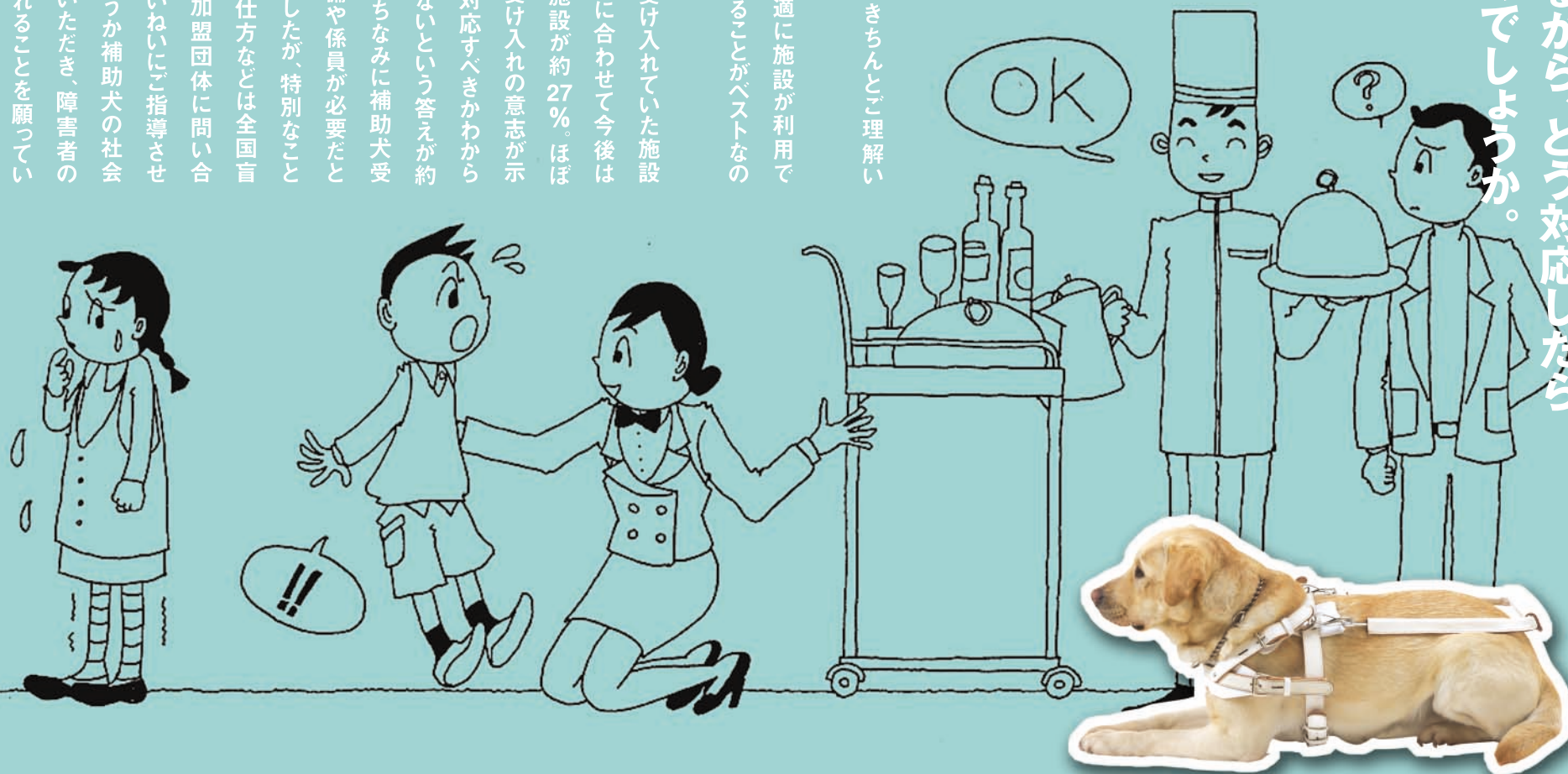
犬を好まない人

もいるから、どう対応したらいいのでしょうか。

確かに世の中は誰もが犬好きというわけではありません。しかし、補助犬はいわゆる犬とは存在意義がちよっと違っています。例えば盲導犬は、視覚障害者にとつてからだの一部であり、暮らしを共にする大切な家族です。その点をきちんとご理解い

ただき、お互いに快適に施設が利用できるように住み分けることがベストなのではないでしょうか。

補助犬を以前から受け入れていた施設が約50%、法の施行に合わせて今後は受け入れるという施設が約27%。ほぼ8割近い施設から受け入れの意志が示されましたが、どう対応すべきかわからない、受け入れられないという答えが約2割もありました。ちなみに補助犬受け入れに特別な設備や係員が必要などの誤解があるようでしたが、特別なことは不要です。対応の仕方などは全国盲導犬施設連合会の加盟団体に問い合わせただけであればいいに指導させていただきます。どうか補助犬の社会的意義を理解していただき、障害者の社会参加が促進されることを願っています。

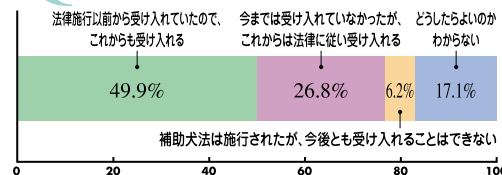


Question. 補助犬法の見直しについて重要と思われる点は？

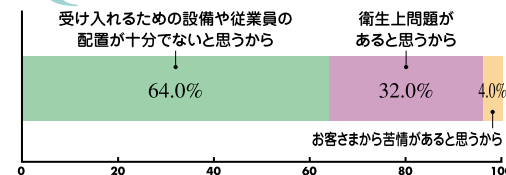
- 犬嫌いの人もあります。何もかも法制化して強制するのはいかなものかと思う。小規模施設に設備などの負担を強いるのには疑問を感じる。ただ盲導犬育成には賛成します。
- 小さなホテルや旅館では、専門の係員等配置はムリで、扱いも不慣れと思われる。規模によって義務化はなされるべきでしょう。

- 障害者の方の社会参加はとてもいいこと。でも、極度に犬を怖がる人もいので配慮が必要だと思います。
- どうしても犬が嫌いな人や酔った方が(悪気がなくても)、補助犬に対して何かしてしまった場合などどうしたらよいのか、不安です。

Question. 障害者が補助犬を同伴する場合、受け入れについて今後どのようにお考えでしょうか？



Question. 受け入れられない理由は何ですか？



受け入れやすくするために、
補助犬に対する

支援と協力が欲しい。

補助犬の受け入れが義務化されたことについて、賛否さまざまな意見があり、行政側のみではなく、私



たち市民も活発に議論することが望まれています。

回答の中には、もっと罰則規定をはっきりするべきだという意見も少なからずありましたが、罰則で縛るのは補助犬ユーザーとしても育成団体としても本意ではありません。罰則の有無にかかわらず、身体障害者の方の生活の質を高め、社会参加していくために当然必要な存在として、補助犬が歓迎されることが理想だと思います。

補助犬法は、3年後に内容の充実を図り見直すという規定がされている、まだ成長途上の法律です。関係者の誰もが試行錯誤しながら、より良い社会づくりという大きな目標のためにみんなで大切に育てていきたいのです。



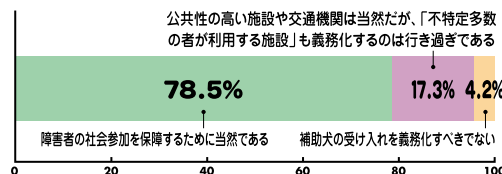
Question. 補助犬法の見直しについて重要と思われる点は？



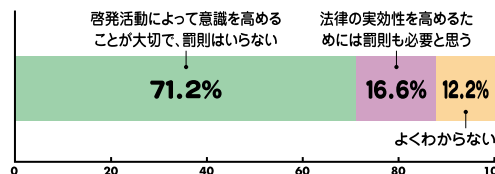
- 法の詳細は不明だが、補助犬の資質・基準・その維持・借受者責務はどうなっているのでしょうか。すべての障害者の方がベストな管理ができるのでしょうか。
- 補助犬の受け入れを拒否できるケースとして、施設や利用者に著しい損害が確認される際ということが法で認められているが、その具体例が告知されると

- よい。補助犬についての全国統一基準と今後のさらなる質の高い教育をお願いします。
- 補助犬とペット犬の区別をはっきりさせ、客側がペット犬を連れ込んだ場合などの罰則も必要では。
- 受け入れ義務拒否に対する罰則規定の内容を議論、検討していくべきであると考えています。

Q 補助犬の受け入れ義務についてどう思われますか？



Q 諸外国の類似の法律では受け入れを拒否した場合に罰則を設けている例がありますが、補助犬法にも同様の罰則は必要だと思いますか？



身体障害者補助犬法で、どう変わる？

アンケート調査を終えて……………

補助犬法の施行により、今回調査対象としてホテル・旅館・飲食店・病院への周知程度にかかわらず、各施設共に「補助犬を受け入れる」との答えが大幅に増え、補助犬使用者の社会参加を促進する効果が期待できそうです。

しかし、各施設の意見を見ると、法律の内容を広く知らせるための啓発・広報活動が不足していて、補助犬と使用者の受け入れ方に關する情報が不足していることが浮き彫りにされました。例えば、「施設が補助犬の食事を用

意するべきなのか？」「専任のスタッフが用意できない」など、理解不足にもとづく心配が施設側から寄せられました。補助犬を使用する身体障害者はかなり自立度が高くなり、付きっきりの介助などは不要だという点などが知られていないようです。

補助犬法は身体障害者福祉を大きくレベルアップさせてくれる可能性をもつ法律です。私たち盲導犬育成施設はこのすばらしい法律のエネルギーを充分に引きだすために、さらに情報の発信、広報、啓発といった活動に力を注ぐ必要があるといえます。

盲導犬ユーザーの声

◎パートナー フラッシュ(7歳)／盲導犬ユーザー歴5年

ある日、病に倒れて突然両目の視力を失いました。夢も希望も失いかけた時、テレビで盲導犬のことを知りまして。家族に付き添われなければ外出もできない自分が、とても情けなかった。盲導犬と一緒に、好きな時に何処へでも行けるし、家族の負担も減らせる。すぐに貸与を申し込み、盲導犬フラッシュが来ました。フラッシュは、まさに私の光です。身体障害者補助犬法が施行された時は嬉しかったですが、まだ補助犬は広く知られていません。レストランやタクシーや宿泊施設の利用を拒否されることがあります。私たち障害を負った者も、一人の人間として、一度の人生を悔いのように生きたいだけなのです。自分の分身ともいえる盲導犬が拒否されるのは悲しいものです。介助犬や聴導犬のユーザーの方も同じだと思えます。全国の皆さま、どうか盲導犬と暮らせる環境づくりにご協力いただけないでしょうか。

野口由紀子

◎パートナー ヴァランス(4歳)／盲導犬ユーザー歴18年

補助犬法が全面施行されてから、法律の影響を感じることもあります。大きな変化(効果)は実感できません。補助犬を取り巻く状況には複雑な問題があります。法律が障害者を主として考えられていないのでは、という疑問もあります。「障害者も、共にこの社会を作っている一員」という意識が、まだ社会に根付いていない気がします。補助犬を否定することは、補助犬を必要とする障害者自身を否定することにもなります。また盲導犬関連のPR活動も、障害者の社会参加という主題よりも、犬を主役とした表現になりがちです。これらは法律を作れば解決する問題では無く、国も行政も補助犬育成団体も補助犬ユーザーも、今一度この法律が持つ意味を考え、多くの皆さんの協力を得て補助犬を伴うユーザーの社会参加が促進されることを切に願っています。一使用者の立場から私も微力ながら努力していきます。



加盟施設一覧



全国盲導犬施設連合会

〒160-0007 東京都新宿区荒木町18-7 四谷長岡ビル 202号室 TEL:03-5367-9770 FAX:03-5367-9771

施設名	代表者名	所在地・連絡先
財団法人 北海道盲導犬協会	会 長 佐々木紀夫	〒005-0030 北海道札幌市南区南30条西8-1-1 TEL:011-582-8222 FAX:011-582-7715 http://www.h-guidedog.org/
財団法人 栃木盲導犬センター	理事長 中山慶恵子	〒321-0342 栃木県宇都宮市福岡町1285 TEL:028-652-3883 FAX:028-652-1417 http://www12.plala.or.jp/tochi-guide-dog
財団法人 日本盲導犬協会	理事長 井上 幸彦	東京本部／〒150-0045 東京都渋谷区神泉町21-3-3F TEL:03-5452-1266 FAX:03-5452-1267 http://www.moudouken.net 神奈川訓練センター／〒223-0056 神奈川県横浜市港北区新吉田町6001-9 TEL:045-590-1595 FAX:045-590-1599 仙台訓練センター／〒982-0263 宮城県仙台市青葉区茂庭字松倉12-2 TEL:022-226-3910 FAX:022-226-3990
財団法人 中部盲導犬協会	会 長 神 作 博	〒455-0831 愛知県名古屋市中区港元町3-41-1 TEL:052-661-3111 FAX:052-661-3112 http://www.tcp-ip.or.jp/~chubu/
財団法人 関西盲導犬協会	会 長 塩濱 良夫	事務局／〒615-8084 京都府京都市西京区桂坤町19-1 TEL:075-383-5638 FAX:075-383-5639 http://web.kyoto-inet.or.jp/org/kgdba/ 訓練センター／〒621-0027 京都府亀岡市曾我部町犬飼末ヶ谷18-2 TEL:0771-24-0323 FAX:0771-25-1054
社会福祉法人 日本ライトハウス	理事長 木塚 泰弘	法人本部／〒538-0042 大阪府大阪市鶴見区今津中2-4-37 TEL:06-6961-5521 FAX:06-6968-2059 http://www.lighthouse.or.jp 行動訓練所／〒585-0055 大阪府南河内郡千早赤阪村大字東阪1202-11 TEL:0721-72-0914 FAX:0721-72-0916
社会福祉法人 兵庫盲導犬協会	会 長 田上 昭一	〒651-2212 兵庫県神戸市西区押部谷町押部向井24 TEL:078-995-3481 FAX:078-995-3483 http://www.moudouken.org/
財団法人 福岡盲導犬協会	理事長 福田 朝次	事務局／〒810-0062 福岡県福岡市中央区荒戸3-3-39福岡市民福祉プラザ内 TEL:092-714-3169 FAX:092-714-3176 http://www2.odn.ne.jp/fgda/ 訓練センター／〒819-1122 福岡県前原市大字東283-1 TEL:092-324-3169 FAX:092-324-3386

※平成16年3月31日現在



盲導犬は、こんな生活を送ります。

① 誕生

国内で計画的に繁殖したり、海外から優秀な血統の仔犬を購入します。

② 生後2ヶ月頃

バビーウォーカー（仔犬育成ボランティア）の家庭に預けられ、愛情をこめて育ててもらいます。この時期に人間との深い愛情と信頼関係を育まれます。

③ 1歳の頃

バビーウォーカーのもとから、盲導犬訓練センターに入所。ここで約10ヶ月間の訓練を行います。その間に盲導犬としての適性を評価します。すべての訓練に合格した犬だけが、その後、盲導犬使用希望者との4週間（代替えの時は2週間）の共同訓練に進みます。

④ 訓練所卒業

盲導犬使用希望者との4週間の共同生活の中で、互いに共に歩く技術を学び、信頼を築きます。この期間は、人間も犬も一緒に汗を流して努力する共同作業。お互いの存在を認め合い、パートナーとしてのきずなを結んで、一緒に卒業します。

⑤ 現地訓練

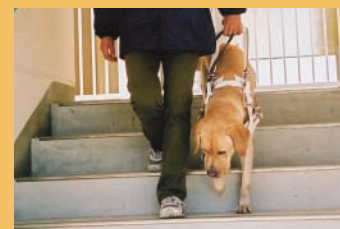
盲導犬ユーザーとなった視覚障害者の実際の生活エリアで、歩行指導員が同伴してさらに訓練を行います。歩行の安全確保のために欠かせない訓練であり、盲導犬もこの期間に自分が主に活躍する場の地理や環境を知ります。

⑥ 共に歩く

一人前の盲導犬として、視覚障害者のパートナーとして、共に生活します。ユーザーと盲導犬は、互いに互いを必要とする深い信頼で結ばれた、文字通りの伴侶として暮らします。10～12年間、盲導犬として活躍します。

⑦ 引退

盲導犬は、視覚障害者と犬自身の安全のために、約10～12歳ごろで引退します。その後は退役犬ボランティアの家庭が訓練施設でのんびり老後を過ごします。



**ご注意ください！
悪質な街頭募金**

「盲導犬の育成のために。」という宣伝文句で街頭募金を行っている集団が、16年1月頃より全国で目撃されています。財団法人、社会福祉法人などの法人格を有し、国家公安委員会より指定を受けている全国9つの盲導犬育成施設とは一切関係のない活動です。市民のみなさまの善意を利用する悪質な福祉便乗活動には十分ご注意ください。